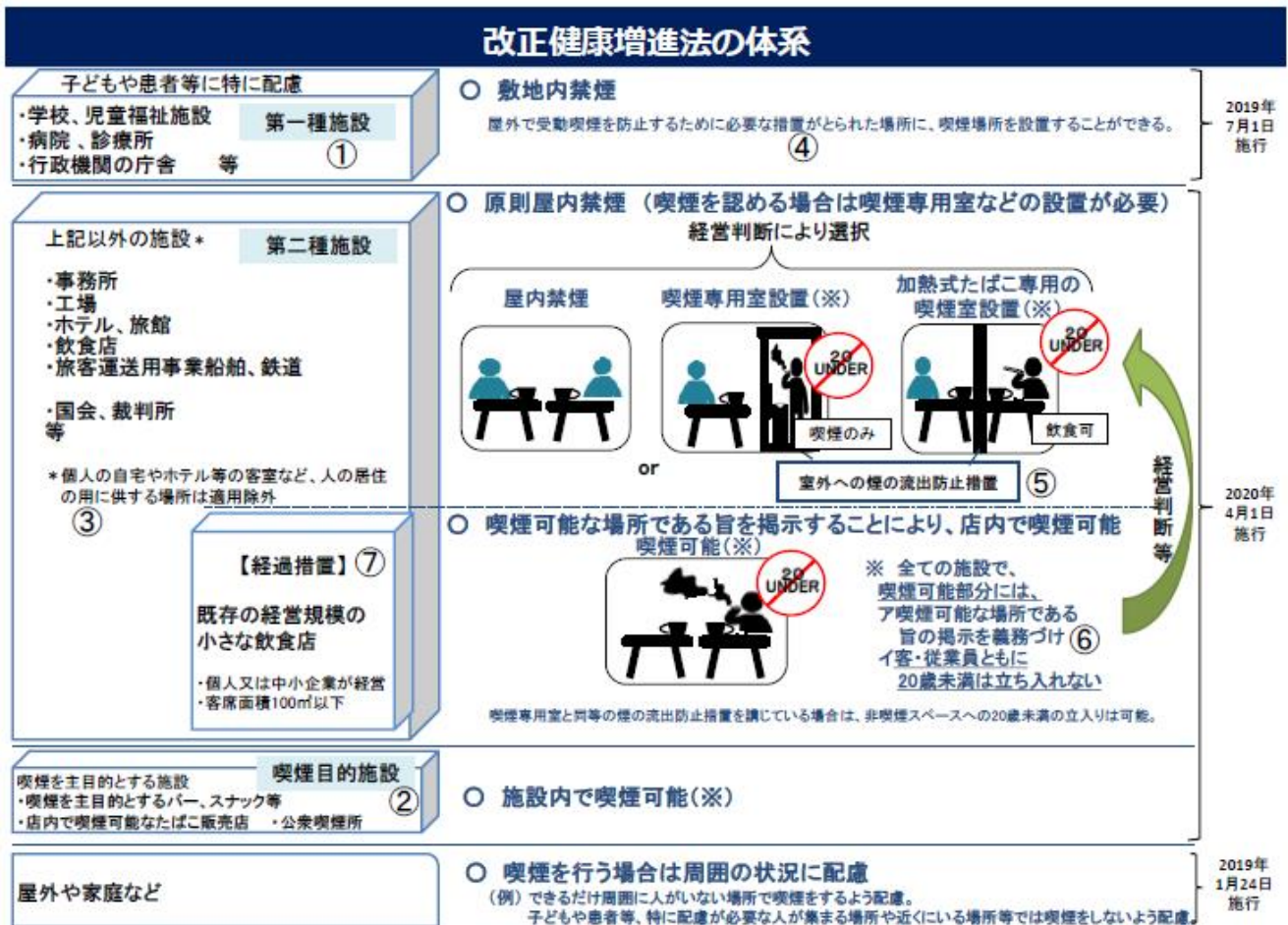


健康増進法の一部を改正する法律について



改正健康増進法における政省令事項

関連の政省令等については平成31年2月22日に公布
(資料2 厚生労働省健康局長通知 参照)

<政令事項>

- ① 敷地内禁煙となる第一種施設の対象施設の範囲
- ② 喫煙目的施設の要件
- ③ 適用除外の場所の範囲

<省令事項>

- ④ 特定屋外喫煙場所における必要な措置
- ⑤ 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止基準
- ⑥ 喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識等
- ⑦ 喫煙可能室設置施設の届出

※ 各事項に記載された数字は、上段「改正健康増進法の体系」記載の数字に対応している。